

道教組・高教組は、11月18日午前10時40分から、第3回目の「2014年賃金確定交渉」を行いました。今回の賃金確定交渉での主な焦点は「道人事委員会勧告に基づく給料改訂」「道独自削減について」「給与制度の総合的見直し」「現給保障の廃止」「給料の調整額の引き下げ」がありました。



交渉の回答の全般を通して非常に厳しい回答が多く、立川 宏教育長の最終回答は教育の営みの実態を踏まえていない部分が多々あるもので、交渉参加者からは、教育的見地によるものの見方や考え方が伝わらないいらいだちや悔しさから涙があふれる場面もありました。

1 道人事委員会勧告に基づく給料改訂

宗谷情報第15号の裏面で「道人事委員会勧告」という見出しで「うれしいこと・ゆるされないこと・複雑なこと」としてまとめています。その中の「複雑なこと」です。復習しましょう。右のとおりです。

道教委の回答は「人事委員会勧告通り」です。

2014年4月1日に^{さかのぼ}遡り、人事委員会勧告通り、月例給862円(0.22%)、ボーナス4.05月(0.1月)引き上げる。差額支給は条例改正後の2015年1月に行う。

複雑なこと

・民間給与とボーナスの較差

給与は6年ぶりの引き上げ

改定額862円(若年層重点、高齢層はすえおき)。

ボーナスは**0.1月分**の引き上げ(3.95→4.05月)

本年度のプラス勧告で年収が増えます。

40歳配偶者、子ども2人ありの場合、プラス6万円。

→民間との差「998円」に届かず。

宗谷情報第15号より再掲

2 道独自削減について

1999年から16年連続で行なわれている「道独自削減」。2013年(昨年)の賃金確定交渉で、「一般教職員は2.9%(30歳以下は2.0%)で2年間継続。」ということが提示されています。このことについて道教委は次のように回答しました。

今年度の独自削減停止、縮減率圧縮はしない。

賃金確定交渉では、年度途中においてもその年の財政状況によって、削減率が変わったりすることがあります。今年度はそうした措置はしないということです。

また、回答内容が「今年度」にしか言及していないということは、2015年度の削減については、2.9%を上限に1月の賃金確定交渉に向けて継続協議をするということを意味しています。

3 給与制度の総合的見直し

夏に出された国段階の「人事院勧告」を受けて宗谷情報第11号で扱った次のような表を覚えていますか？

給与表が引き下げられ、平均2%の引き下げ。高齢層は4%引き下げも想定されています。道教委は国のこうした動きをうけて北海道でも右のような給料表改訂(赤いしかくの部分)を実施しようとしています。

道教委の回答です。

人事委員会勧告を尊重することを基本に、関係条例案を道議会第一回定例会に提案するよう、引き続き話し合っていく。

級 号 俸	2 級		3 級		改定率
	現行	勧告 (3月 まで)	改定額 (3月 まで)	勧告 (4月 以降)	
25	3321	3340	3274	3274	-2.0%

現行334,000円
→勧告327,400円(-6,600円)
改定率は-2.0%

あなたの給料は何%減？

宗谷情報第11号より再掲

4 現給保障の廃止

道教委は、2006年の給料表改訂時から行っている高齢層への現給保障の廃止を、賃金確定交渉では毎回のように提示しています。今回も「2011年（平成23年）の人事委員会勧告で廃止勧告が出ていること」を武器として現給保障の廃止を掲げてきました。道教組・高教組は今回も粘り強く高齢層の先生方の生活を訴えました。道教委の回答です。

継続協議（「平成27年度以降の取り扱いについて、教職員の受給実態などにも留意しつつ適切に対処していく（道教委）」）

5 給料の調整額の引き下げ

「給料の調整額」とは、小・中学校の特別支援学級を担任している先生方に毎月支給されているものです。特別支援学校・学級の教員に「職務の複雑、困難、もしくは責任の度合い又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件」に対して支給されるもので、手当ではありません。

給料の基礎額となるので、へき地手当・へき地に準ずる手当・期末手当・勤勉手当・退職手当等にも影響するものです。

道教委は、この調整数を現行の1.25から1.00へ引き下げる提案をしました。「平成19年度から特別支援教育が本格スタートし、教員全体で特別支援教育を担うことが求められるようになった。このような状況の中、特別支援学校・学級の教員のみ措置されている『給料の調整額』について、他の教員との均衡上縮減することが適当であり、国においても、このような趣旨で義務教育費国庫負担金の算定根拠が見直されたから」としています。

このことで、具体的には特別支援学級の先生の給料の本俸部分が下記のように引き下げられます。

【現行】 $10,900 \text{円} \times 1.25 = 13,625 \text{円}$ ⇒ 【引き下げ後】 $10,900 \text{円} \times 1 = 10,900 \text{円}$ (▲2,725円)

高教組の支援学校分会の先生を中心に、特別支援教育の現状を現場発言で幾度にわたり訴えましたが、道教委には、特別支援の現場の在り様が伝わらなかったようです。

道教委の回答

2015年1月より、特別支援学校・学級教職員に措置されている調整額の調整数を1.25から1に引き下げる（2,725円の減額）。

おわりに

市町村立学校の先生方に関わる部分は以上です（ほかに、「一般職非常勤職員に係る報酬の見直し（道立学校の給食調理員さんなど現業職員など対象）」と「再任用」についてがありました。ここでは割愛します）。

冒頭のリード文にも書いたように、すすり涙が聞こえる中、現場の思いを踏みにじる回答が相次ぎました。今後、2015年1月の賃金確定最終交渉に向かいます。

今回の分会会議での交流の記録、怒りの声を「ひとこと要求書」で道教委に届けましょう。